

## 4. 緑地の保全・緑化に対する基本方針及び目標

### 4.1 計画の基本方針等の設定

#### ■ 都市の概況

##### ○西予都市計画区域（三瓶地区）

- 朝立川および県道26号線と谷道川および県道30号線を都市軸として市街地が形成され、両軸の交差部が地域の拠点となっています。また、市街地を取り巻く形で、サイレン山と呼ばれ市街地に突出した尾根や斜面地の果樹園が存在し、コンパクトな市街地形成のフレームとなっています。

##### ○西予都市計画区域（宇和地区）

- 大洲と宇和島を結ぶ宇和島街道の宿場町、四国霊場四十三番札所である明石寺の門前町の機能を併せ持った、周辺の物資が集まる在郷町・卯之町として発展し、中町周辺は「重要伝統的建造物群保存地区」に指定され、西予市中心部の顔ともいえる地域となっています。

##### ○西予都市計画区域（野村地区）

- 城川地区など近在の商業拠点、養蚕や農産物の集散流通拠点として市街地が形成され、現在も野村病院を始め国道沿いの商業施設や野村高校など、西予市東部地域の中核拠点となっています。

#### ■ 西予都市計画区域および用途地域の面積

西予都市計画区域および用途地域<sup>\*</sup>の面積は下記のようになっています。

各地区における都市計画区域及び用途地域の面積一覧表

地区名	都市計画区域面積	用途地域面積
	(ha)	(ha)
三瓶地区	173	113.7
宇和地区	6,561	163.0
野村地区	354	116.2

<sup>\*</sup>住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。

## ■ 基本理念

西予市では、豊かな自然環境と育まれてきた文化や人々のふれあい、交流を生かしたまちづくりを進めており、「未来へ輝く ゆめ・ひと・ふれあい西予」をまちの将来像としています。

緑の基本計画においても、このまちづくりの目標を達成すべき主要な方策のひとつとして、西予市における緑のまちづくりの基本理念および目標像を下記のように設定します。

### 基本理念

- ・まちの骨格となる緑、地域を支える緑を守り育てる
- ・日常の憩い、やすらぎ、交流ふれあいの場となる緑地づくり
- ・市民との協働、パートナーシップによる緑あふれるまちづくり

### 目標像

「未来へ受け継ぎ育て 人々の暮らしに息づく 緑・水豊かな西予」

## ■ 将来像

目標像を受け、緑の主な機能を基に、骨格となる緑地（環境保全機能）、利用の核となる公園緑地（レクリエーション機能）、身近な生活空間の緑（防災機能）、シンボルとなる緑地（景観構成機能）の4つの観点から緑地を抽出し、各地区の緑の将来像を下記のように設定して、緑の保全・育成や整備の推進を図るものとします。

### ○西予都市計画区域（三瓶地区）（P 8参照）

#### 骨格となる緑地

- ・市街地を取り巻く山の緑と市街地前面に広がる三瓶湾
- ・山と海をつなぎ、市街地の軸となっている朝立川、谷道川

#### 利用の核となる公園緑地

- ・三瓶公園、塩浜緑地など

#### 身近な生活空間の緑

- ・憩いの場となる公園
- ・三瓶小学校など公共施設の緑

#### シンボルとなる緑地

- ・サイレン山
- ・国造神社

## ○西予都市計画区域（宇和地区）（P 9 参照）

### 骨格となる緑地

- ・市街地や都市計画区域を取り巻く山の緑
- ・周辺山地と一体となった宇和盆地の重要な環境および景観形成の基盤となっている農地
- ・宇和川（肱川）

### 利用の核となる公園緑地

- ・宇和運動公園、御旅公園

### 身近な生活空間の緑

- ・憩いの場となる公園
- ・宇和町小学校など公共施設の緑
- ・三島神社、王子神社など社寺の緑

### シンボルとなる緑地

- ・宇和のシンボルである重要伝統的建造物群保存地区、明石寺、歴史文化博物館などと一緒にした景観上重要な山地の緑
- ・眺望景観に優れ、歴史的資源・松葉城跡地と一緒にした山地の緑

## ○西予都市計画区域（野村地区）（P 10 参照）

### 骨格となる緑地

- ・河川沿いの階段状の地形となっている斜面の緑と市街地背後の山の緑
- ・河川沿いの階段状の地形となっている斜面上および肱川沿いの低地に広がる農地
- ・肱川

### 利用の核となる公園緑地

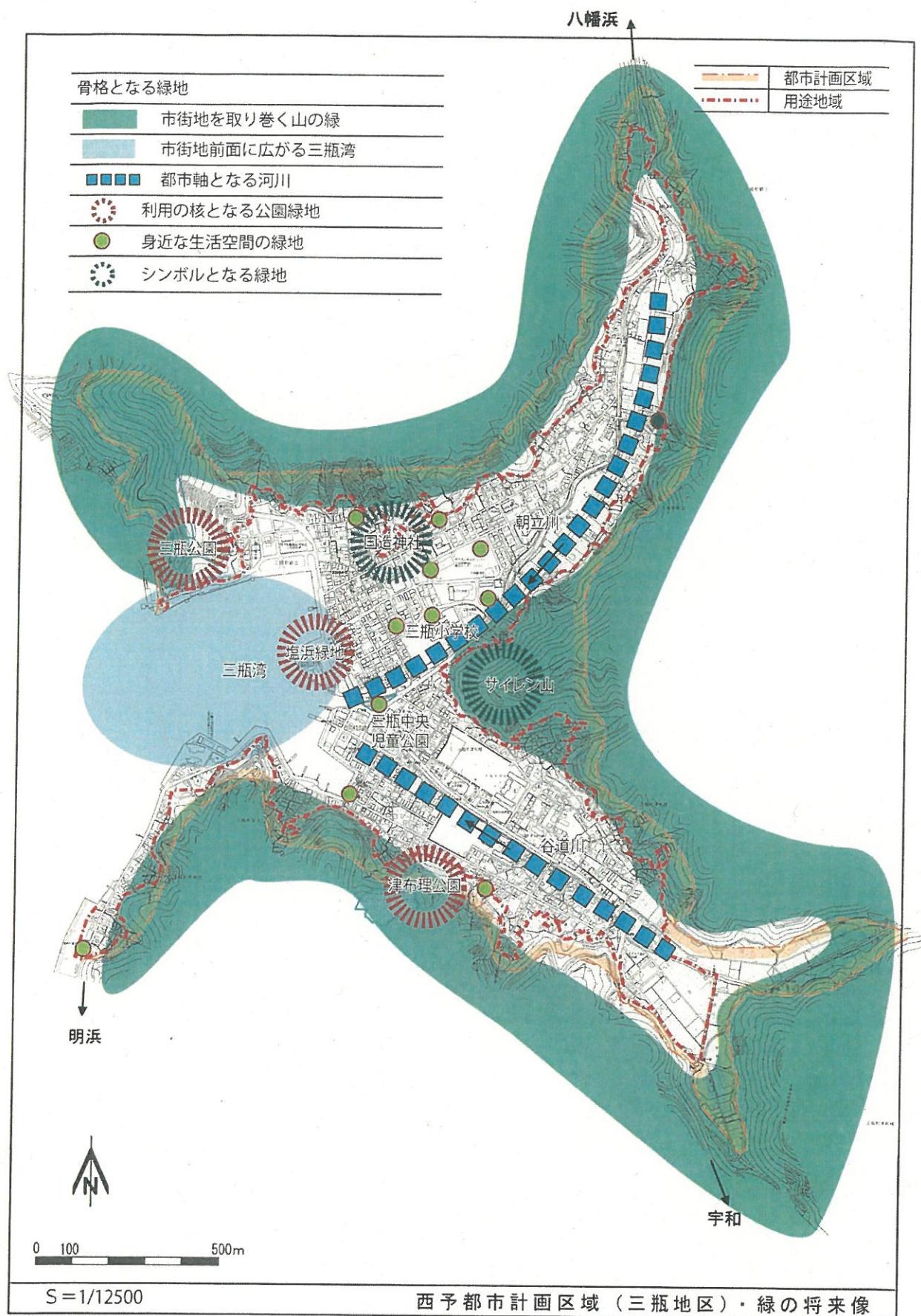
- ・野村地区公園、愛宕山公園

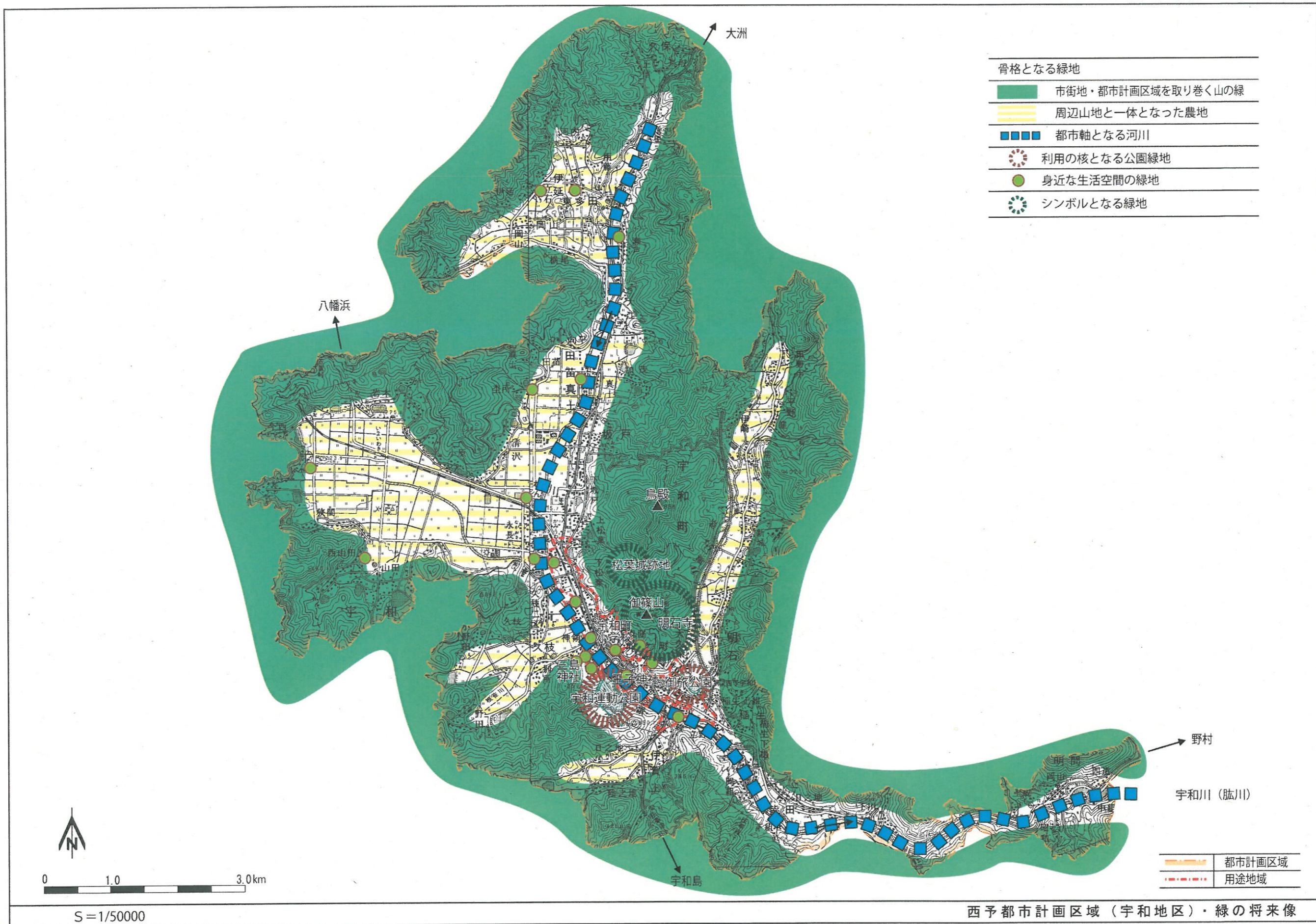
### 身近な生活空間の緑

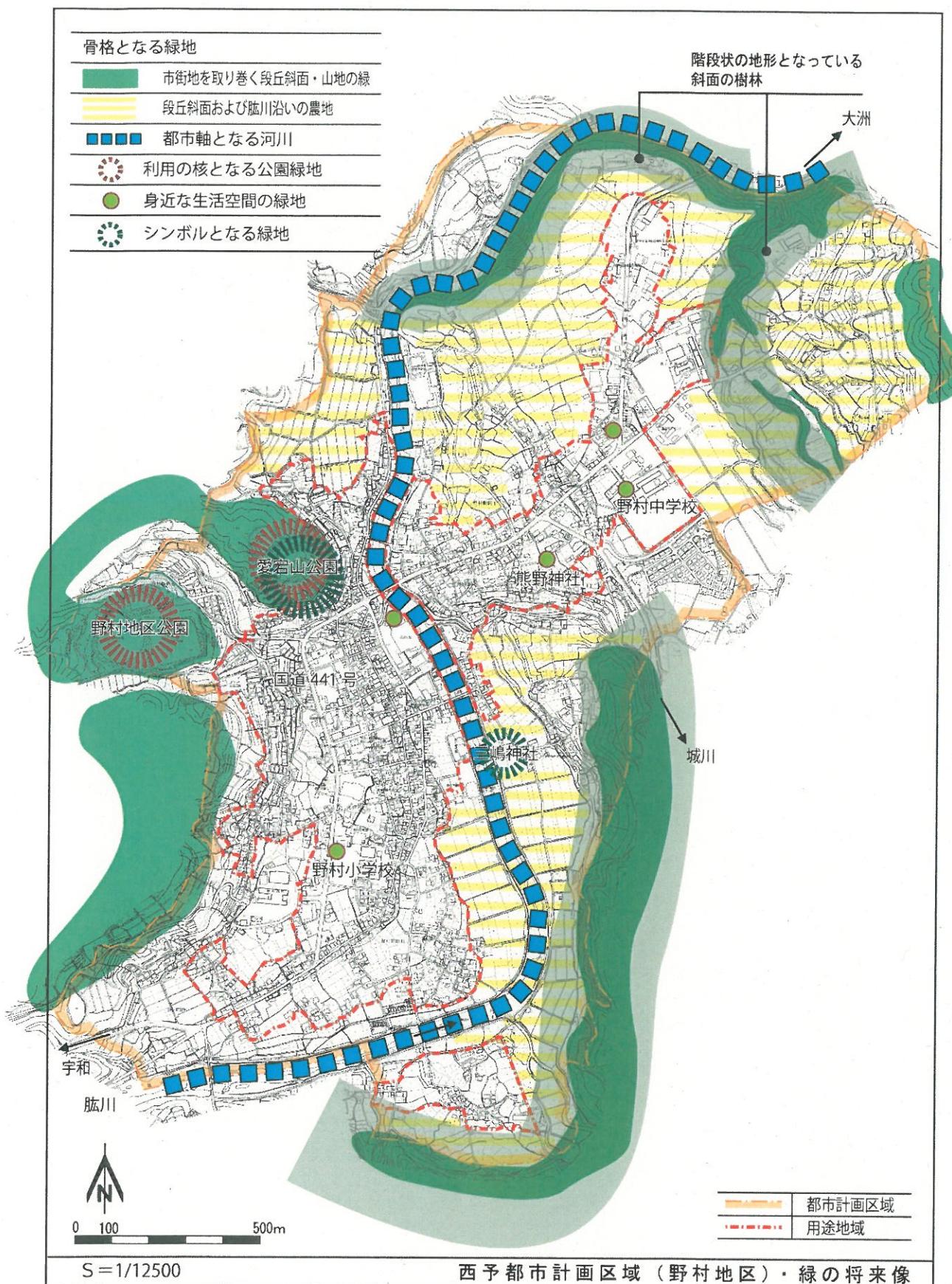
- ・憩いの場となる公園
- ・野村小学校、野村中学校など公共施設の緑
- ・熊野神社、三嶋神社など社寺の緑

### シンボルとなる緑地

- ・国道 441 号線の通行者の視線を受け止める愛宕山公園の緑
- ・三嶋神社の社叢しゃそう（盆地平坦部で目立つ景観となっている）







## ■ 基本方針

豊かな緑の将来像を実現するため、基本方針を定めます。

- ◆地域（西予市）の環境を支える緑を保全育成する
- ◆身近に憩いと安らぎを感じる緑の整備を推進する
- ◆防災機能、まちの安全性を高めるための緑を保全確保する
- ◆地域の背景やシンボルとなる緑を保全設定する
- ◆市民との協働・パートナーシップによる緑豊かなまちづくりを推進する

## 4.2 計画フレームの設定

### ■ 目標年度および計画対象地域

★目標年度を、20年後の平成45年度（2033年）とします。

★計画対象地域は、西予都市計画区域とし、市街地相当区域として、用途地域指定区域を想定します。

### ■ 計画対象人口

- ・中間年の値は、都市計画マスターPLANの目標年である平成37年（2025年）の数値「37,000人」を採用します。
- ・目標年の平成45年（2033年）の行政区域人口は、「日本の都道府県別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所 編集 平成19年9月28日 財団法人・厚生統計協会 発行）を基に、「35,000人」と設定します。
- ・西予都市計画区域における目標年の平成45年（2033年）の人口及び用途地域人口は、住民基本台帳による人口減少率や「日本の都道府県別将来推計人口」を基に、各地区ごとに算出し、下記のとおり設定します。

三瓶地区：都市計画区域人口 2,600人 用途地域人口 2,600人

宇和地区：都市計画区域人口 15,600人 用途地域人口 4,400人

野村地区：都市計画区域人口 3,500人 用途地域人口 2,900人

## 4.3 計画目標の設定

### ■ 緑地の確保目標水準

市街地における公園等の施設として確保される緑地や保安林など法律や条例に基づき地域指定することによって担保される緑地の確保目標水準は、従前の緑のマスタートップランや平成7年7月の都市計画中央審議会の答申を踏まえて、将来市街地面積に対して概ね30%以上とすることが望ましいとされています。

しかしながら、緑地の確保量は、現状で下表に示す通りであり、将来市街地面積（用途地域面積）に対して30%を確保することは困難な状況にあります。

各地区における緑地確保の現況量

地区名	将来市街地に対する割合		都市計画区域に対する割合		将来市街地周辺区域を含めた場合の割合	
三瓶地区	6.6ha	5.8%	54.6ha	31.6%	54.6ha	33.2%
宇和地区	3.8ha	2.3%	4870.4ha	74.2%	470.6ha	56.4%
野村地区	8.3ha	7.2%	221.8ha	62.7%	67.8ha	38.5%

将来市街地に対する割合

将来市街地内の緑地確保目標量／将来市街地面積

都市計画区域に対する割合

都市計画区域内の緑地確保目標量／都市計画区域面積

将来市街地周辺区域を含めた場合の割合

(将来市街地内の緑地確保目標量+将来市街地に接した周辺地域の緑地面積)／

(将来市街地面積+将来市街地に接した周辺地域の緑地面積)

各地区においては、都市公園や法による緑地が用途地域に隣接しており、アンケート調査結果からも比較的緑地に対する満足度は高い状況にあります。

また、県内他事例においても将来市街地（用途地域）の中に緑地が含まれていない場合が多く、これらを補う実質的な市街地の緑地の目標水準として、将来市街地に接した周辺区域を含めた緑地面積に対する割合を指標として採用しています。

よって、西予市緑の基本計画では、緑地の確保目標を下記の通り設定します。

- ◆現状を維持し、緑地の確保目標は、都市計画区域や将来市街地周辺を含めた区域に対して、30%以上を確保するものとする。

## ※緑地率で扱う緑地とは

緑地は施設緑地と地域制緑地の大きく2つに分類されます。今回の緑地率の算定では、都市公園、公共施設緑地における児童遊園などの広場、地域制緑地の法による地域における西予市該当分を計算に用いています。

### 施設緑地

**都市公園** 都市公園法で規定するもの(都市計画公園が該当)

#### 都市公園以外

**公共施設緑地** ○都市公園以外の公有地又は公的な管理がなされ、公園緑地に準じる機能を持つ施設

(公共空地、地方自治法又は市町村条例設置の公園、農業公園、児童遊園、公共団体が設置している運動場やグランド等)

○公共公益施設における植栽地等

(学校の植栽地、下水処理場等の付属緑地、植樹帯、その他の公共公益施設における植栽地等)

**民間施設緑地** ○民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設

(公開空地、寺社境内地、民間の屋上緑化空間等)

### 地域制緑地

#### 法による地域

**西予市に該当するもの** ○農業振興地域・農用地区域(農業振興地域整備法)

○河川区域(河川法)

○保安林区域(森林法)

○地域森林計画対象民有林(森林法)

#### 協定によるもの

○緑地協定(都市緑地法)

#### 条例等によるもの

○条例・要綱・契約・協定などによる緑地の保全地区等

## ■ 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

都市公園等施設緑地として整備する公園緑地の目標量は、都市計画区域マスター プランを踏まえ、下記の通り設定します。

◆都市公園等施設緑地として整備する公園緑地の目標量は、三瓶及び宇和、野村の3地区ともに、1人当たり $20m^2$ とする。

## ■ 緑化の目標

都市における緑被率は概ね30%確保するのが望ましいといわれています。

緑被率を、「一定の広がりの地域で、樹林・草地、農地、園地などの緑で覆われる土地の面積割合」と捉えると、現状で各地区とも30%以上を確保しています。

- ・三瓶地区：緑被率33.4%
- ・宇和地区：緑被率58.0%
- ・野村地区：緑被率45.1%

西予市においては、身近に緑があり、アンケート調査結果から、市街地に緑が少なくとも比較的満足度は高い状況にあります。

よって、西予市緑の基本計画では、緑化の目標を下記の通り設定します。

◆現状の緑を守り育て、緑被率は30%以上を確保するものとする。

※緑被率で用いる緑とは

樹林や草地、農地や園地等の緑で  
覆われる土地を差しています。

航空写真などにより緑と見られる  
部分（例：右図の赤丸）を抽出し数量  
を算定しています。



## 4.4 都市計画公園の変更

### ■ 既存都市計画公園の計画変更

現在7つの都市計画公園が都市計画決定されていますが、今後的人口の減少に伴い、整備の必要性、また、現況の土地利用状況や都市計画公園の有効な利用を考え、適切な配置となるよう都市計画変更を行います。

#### ○西予都市計画区域（三瓶地区）

三瓶公園：都市計画区域外に計画されている一部区域を削除します。

津布理公園：宅地化が進み今後の整備が困難であるため全面廃止し、公園機能を補完するよう、津布理地区内にある市有地に都市計画公園決定を行い、整備を図ります。

#### ○西予都市計画区域（宇和地区）

宇和運動公園：開設されている現況区域と都市計画決定区域との整合性を図ります。

御旅公園：供用されていない一部区域を削除します。

#### ○西予都市計画区域（野村地区）

愛宕山公園：供用されていない一部区域を削除します。

表 都市計画公園一覧

単位:ha

種別	公園名	位置	都市計画決定面積	都市計画変更後面積
街区	三瓶中央児童公園	三瓶町朝立	0.17	0.17
近隣	愛宕山公園	野村町野村	2.62	2.50
近隣	津布理公園	三瓶町津布理	2.68	0
地区	御旅公園	宇和町卯之町五丁目	3.79	3.43
地区	野村地区公園	野村町野村	8.01	8.01
総合	宇和運動公園	宇和町卯之町三丁目	21.11	21.35
総合	三瓶公園	三瓶町朝立、垣生	7.15	7.02
近隣	津布理公園(代替地)	三瓶町津布理	0	2.30
			45.53	44.78

### ■ 新たな都市公園の設置検討

都市公園整備の目標量である20m<sup>2</sup>/人確保の観点から、宇和地区の松葉城跡地を歴史公園として指定します。